

会議録

名称	令和4年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和5年2月6日（月）午後2時から午後3時まで
会場	目黒区総合庁舎本館4階特別会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、武藤、斉藤、かいでん、北澤、伊藤、奥山、荘島、佃、阪本、永積、瀬谷 （区側）情報政策推進部長、情報政策推進課長、行政情報マネジメント課長
傍聴者	なし
配付資料	<事前配付資料> 報告事項の資料、前回答申文 <席上配付資料> 次第 審議会委員名簿 座席表
会議次第	1 開会・会長あいさつ 2 報告事項 （1）個人情報保護制度改正対応の状況について （2）令和4年度情報公開・個人情報保護の運用状況（上半期）について （3）令和5年度に実施予定の情報セキュリティ研修・訓練等について 3 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和4年度第5回審議会発言記録>

1 開会・会長あいさつ

会長	<p>出席予定で、まだお見えでない委員の方もいらっしゃるんですけども、定刻になりましたので始めたいと思います。</p> <p>ただいまより、令和4年度第5回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。庁舎での審議会開催にあたりまして、前回、12月5日付の令和4年度第4回審議会で協議させていただきました次の3点における新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施をしてまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>各委員、区側の説明員ともに、参加にあたりましては、不織布のマスクの着用、手指の消毒をお願いいたします。換気ですが、空調機を用いた機械換気を実施するとともに、1時間に1回、10分程度、扉やドア開き換気をいたします。区側の説明者については、入替え制といたします。また、審議会委員及び区側の説明員等のパソコン利用につきましては、本審議会は機微な情報を取り扱うことがございますので、録音を取ることや外部との接続を行うことがない中でご使用いただきますようお願いいたします。</p> <p>傍聴人は、本日はいらっしゃいますでしょうか。</p>
区側	<p>傍聴人は、なしでございます。</p>
会長	<p>本日は、傍聴人がいらっしゃらないということでございます。</p> <p>議事の進行にあたりまして、一言お願いを申し上げます。限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言は、個人情報の保護に関するご質問を明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局から委員の出席状況についてご報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、事務局から出席状況につきましてご報告させていただきます。</p> <p>本日、机上配付させていただきました資料5、名簿をご覧いただければと思います。本日は、1名の委員が欠席という事前連絡を頂戴してございます。</p> <p>また、ご連絡をいただいていないんですけども、お見えでない2名の委員については、遅参をされるのかなというところでございます。</p> <p>当審議会の委員は21名構成というところになってございます。定足数は過半数の11名となります。本日の出席委員者、3人の欠席を除きますと18名というところで、定足数を満たしている状況でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、事務局から配付資料の確認と事前の事務連絡がございましたらお願いいたします。</p> <p>(事務局から配布資料の確認)</p> <p>ありがとうございます。</p>

それでは、議事を進めてまいります。限られた時間の中で、なるべく多くのご意見を頂戴したいと思っておりますので、各委員の発言は、それぞれの事項につきまして明瞭かつ簡潔にお願いいたします。このことは区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

2 報告事項

(1) 個人情報保護制度改正対応の状況について

会長	それでは、次第の2、報告事項(1)個人情報保護制度改正対応の状況について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約10分)
会長	ありがとうございました。ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願いいたします。 委員どうぞ。
委員	大変膨大な作業をご苦労様です。 1点だけ教えていただければと思います。この施行条例が区議会定例会で議決された際に、区議会のほうから何か付帯決議のようなものがついたかどうか、そこを教えてくださいませんか。
区側	議会からの付帯決議というところは、特段なかったものでございます。反対意見はあったところではございますけれども、付帯決議という形では特段ありませんでした。
委員	ありがとうございます。
会長	ほかの方はよろしいでしょうか。 特段挙手がないようですので、報告事項1件目、これで終了いたしたいと存じます。

(2) 令和4年度情報公開・個人情報保護の運用状況(上半期)について

会長	続きまして、報告事項(2)令和4年度情報公開・個人情報保護の運用状況(上半期)について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約5分)
会長	ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手にてお願いをいたします。 委員どうぞ。

委員	ご説明ありがとうございました。この統計なんですけれども、令和2年、令和3年との対比ということで、コロナが始まってからの期間ということなんですけれども、以前の件数はどのくらいだったのか。そのときに比べて、コロナとまたちょっと違うのかどうか、数字が今分かれば、教えていただければと思います。
区側	コロナの前の状況との対比ということでございます。コロナが始まったのが令和元年度ぐらいと考えますと、その前の年度で言いますと、平成30年度以降で、まずは資料2-1ページに該当する情報公開制度の状況でまず申し上げます。平成30年度が全体で71件、令和元年度で121件という状況でして、実はコロナ前のほうが、件数が少ないという状況になってございます。自己情報開示請求の部分につきましては、平成30年度が109件、令和元年度が93件という状況でございます。概数としては、そんなところでございます。
委員	ありがとうございました。
会長	次の委員。
委員	ご説明ありがとうございました。大体区政の開示請求に関する数が分かったんですが、実施状況の資料で、情報公開、個人情報保護ともに審査請求の答申がゼロなんですけど、これは審査請求自体もゼロなのかというのが1点と、そのほか何か継続中の案件があるのかどうか、そこの2点について教えていただけますでしょうか。
区側	審査請求ということでございます。審査請求につきましては、前年度から引き続いたものについては、今のところない状況です。今年度に入りまして、同一人物から審査請求3件いただいているところでございまして、現在、審査をしているという状況でございます。
委員	それは情報公開のほうですか。
区側	そうですね。情報公開のほうになります。
委員	個人情報保護はゼロということで。
区側	個人情報保護のほうはゼロです。
委員	承知しました。 ありがとうございました。
会長	ほかの方は、よろしいでしょうか。 それでは、報告事項(2)について、報告をこれで終了いたします。

(3) 令和5年度に実施予定の情報のセキュリティ研修・訓練等について

会長	次に、報告事項(3) 令和5年度に実施予定の情報セキュリティ研修・訓練等について、区から説明をお願いいたします。
----	--

区側 (資料により説明) (約10分)

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
委員どうぞ。

委員 ご説明ありがとうございました。この対象になる方々の中では、例えばネット検索とかメールなんかはできるという方で、いわゆるデジタルデバインドではないけれども、システムのことになると苦手というふうな方もいらっしゃると思うんですけども、そのような人に向けてのフォローというのは、何かご検討されていることがあれば教えていただきたいと思えます。

目黒区の実施に関しまして、様々な学習というのをやっていっても、膨大な情報の中で、結局、何をしたらどうなってしまうのかという、例えば具体的な事例とか海外の事例も含めて、庁内の個人情報の漏えいの情報を含めて何か学習していくべきだと思いますけれども、その辺、どういうふうに考えているのかを教えていただきたいと思えます。

区側 まず、職員のデジタルデバインドの場合の研修ということでございます。フォローですね。こちらにつきましては、保育園ですとか、そういった職場については、パソコンが1人1台ないというのが現状でございます。そういった職場向けには、研修資料を紙で印刷して配付して、それを熟読し、習熟度テストだけ、オンラインで勉強していただくとかいうような取組をしてこともあるところでございます。職場、職場の環境に応じて適切に勉強といいますか、学習をしていただく体制というのは構築していく必要があるというふうに認識しておりますし、個人情報を漏えいさせないというところについては、必ず職員が勉強していただくかなきゃいけないというふうに我々も考えているところですので、そういった職場の状況をふまえながら、適切に研修は実施していきたいと思っております。

2点目の学習の内容についてというところでございます。委員ご指摘のとおり、どうしたら、どういうことをやると個人情報が漏れてしまうのかというところは、なかなか一人一人の職員が実務をやらないと想像がつかないというところがございます。ですので、例えばセルフチェックの中では、個別具体の事例を挙げて、こういった場合にどういうことになってしまうのか、ちょっと考えてみましょうとか、そういった具体例を、実務をふまえた、誤りやすい、陥りやすいことを事例にふまえながら、そういったもので、できるだけ職員が理解しやすい、ストンと入ってきやすい内容に、我々も工夫をしまして、受講をお願いしていこうと思っております。そこについては、我々もいろいろな過去の事例もふまえながら、こういったことで職員に投げかけるのがいいのかというところは日々勉強しながら、もう少し工夫もしながら次年度もやっていきたいなと思っております。

委員 最初の保育士に対する研修は、パソコンは1人1台ないということで、紙で学習していくということだったんですけども、以前にも諮問であったときに、ミスが起こったときにダブルチェックをするということ自体はしているけれども、それでも個人情報が漏れてしまって、それをどうというふうに改善していくべきなのかということでも、事実上できないというような答弁があったと思えますけれども、なかなか、なりたいたいけれども、できない状況、保育をしながら、違った保育士に、これが合っているかどうかということ、間違っていないかということを見てもらって送信するみたいなことが、事実上難しいという中で、ただでさえ業務がすごい忙しい中で、紙で配付して、紙をまた読んでやれるかどうかというのが、もう

少し工夫が必要なんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

区側

やり方の工夫の話でございます。今回、紙で配付してやっているやり方につきましては、これは現場の声をふまえて、どういうふうにしたらいいのかというところで紙を選択したというところなんです。やはり機械を使ってやるというところだと、ある職員が1人、端末の前にいますと、ほかの職員が全くできない、自分のやりたいタイミングで勉強ができないという状況がある中で、解決策として、紙で配ってやってほしいという現場の声があったので、実際それを使わせていただいたというところなんです。改善の余地というところでは、確かにあるのかもしれないんですけども、トライ・アンド・エラーをしながら、全員が学習する機会をしっかりと担保していくというところは、きちんとしっかりと担保していきたいと思えますので、紙の方法がベストだとは私は思っていないので、ほかの方法が取れるのであれば、そういった方法も入れながら、あるいは自分の携帯で学習するという方法も場合によってはあるかもしれませんので、そういったところも取り混ぜながら、一人一人取りこぼしがないような学習の機会を確保していきたいと思えます。

会長

次の委員、お願いします。

委員

何点か確認と、要望をお願いしたいと思います。

まず1点は、資料3-1の教育研修の(1)の目黒区実施の2つ目のところなんですけど、ちょっと読み方なんですけど、対象が一般職員、システム管理者、管理職とあるので、一般職員と管理職だということは、これは全員というふうに理解していいのかなど。1点目は、そんな形なんですけど、いかがでしょうか。

区側

一般職員と管理職、全員なのかというところでございます。こちらにつきましては、令和4年度については、悉皆研修として全員を対象としてやりました。目黒区のセキュリティポリシー上の考え方なんですけど、年に1回以上、何かしらの研修を受けなければならないというところになっております。今までは他団体実施分も含めて、どこかの研修に1回受けてもらえれば、基本、それでオーケーでした。ですが、昨今の当区の個人情報漏えいとか、そういったこと、非常に危機感を持っておりますので、行政情報マネジメント課としては、今年度については、このeラーニングの一般職員、システム管理者、管理職の欄のところについては、悉皆、絶対全員受けてくださいということでやったものになります。来年度については、そこを悉皆とするかどうかは、今年度の実施状況、あるいは習熟度テストの状況ですとか、そういったところを見ながら、それが効果的なのかどうかも含めて検証していきたいというふうに考えていますので、まだ来年度、全員を対象にするかどうかというところは決めかねているというのが現状でございます。

委員

ありがとうございました。そこは、今年のを検証してからということですね。分かりました。

同じように教育研修の対象のところなんですけど、これはちょっと要望で聞きたいところなんですけど、希望する職員という項目が幾つかあるんですけど、これは大事だと思うんですけど、例えば目黒区実施分の1番目と3番目が実務となっているので、希望する職員という形だけではなく、実務に携わる職員は義務的に受講するということがよろしいのではないかと。(2)の他団体実施分の2つ目、3つ目の、これも、もし職務上必要な方がいらっしゃったら、希望ということではなく、職制のほうで受講するというような形で、より徹底されたほうがよ

いと思います。非常にいい研修だと思いますので、全体が。そのほうが、より目黒区としても、個人情報保護の徹底になるかなと思うんですが、その辺は可能かどうか、いかがでしょうか。

区側 個人情報保護所管課といたしましては、昨今の状況をふまえますと、ぜひ皆さんに受けてほしい、絶対受けてほしいというのが気持ちでございます。他方で、目黒区の研修、いろいろな研修がございまして、全てを義務的にしてしまうことによって、今度は、業務がおぼつかないという状況もあろうかと思えます。そこら辺のバランスが求められてくることではございますが、委員のご指摘のとおり、実務というところについては、これは知っておかなきゃいけないものが勉強されるというふうになってくるかなと思えますので、周知にあたりましては、そこら辺をぜひ受けてほしいというメッセージを我々がしっかり発して、弱いところ、学習ができない方々にどうフォローしていくかも含めて、セットでしっかりやっていきたいと思えます。ご指摘ありがとうございます。

委員 ぜひよろしくお願ひいたします。eラーニングなので、比較的受けやすいかなと思えますので、ぜひお願ひしたいと思えます。

最後にちょっと1点。これは後ろのほうの3-2の監査のところなんですが、監査の報告ということで、監査を受けたところに対して、措置状況について、いろいろ結果を報告するとなっているんですが、例えば、この監査の状況、外部監査、内部監査全体の状況を区議会の所管の委員会のほうに報告していくというお考えはあるかどうか、そのところはいかがでしょうか。

区側 監査の結果というところでございます。区議会に報告をしてはどうかというところのご提案です。こちらにつきましては、現状としては、監査の実施結果につきましては、例えば外部監査につきましては区のホームページで公表させていただいている状況でございます。区議会の報告をするかどうかというところにつきましては、検討はさせていただきますけれども、かたや、審議会の皆様への報告等については、安全管理措置というところに鑑みますと、必要な報告になってくるかなというふうに考えていますので、審議会の報告というところは、来年度はさせていただこうかなというふうに思います。

区議会の報告をするかどうかというところは、また検討させていただければと思います。ご指摘ありがとうございます。

委員 ご検討をよろしくお願ひいたします。

会長 次の委員。

委員 先程の委員のご質問の件で、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、一般職員、管理職、システム管理者、先ほどの教育研修の目黒区の実施分のところですけども、この一般職員という中には、先ほどの保育園とか幼稚園とかもそうかと思うんですけども、かなりの非正規の方がいらっしゃるというふうに思うんですが、こうした非正規職員に対して研修は行われるという、そういうことでよろしいかどうか、そのあたりをお願ひしたいと思います。

区側 目黒区における職員でございますけれども、一般職員の中には、常勤職員およそ2,200

人程度、また、会計年度任用職員が1,200人から1,400人ぐらいおりますけれども、これらの職員全てを対象として今年度実施をしているところがございます。来年度につきましても、一般職員の中には、そういった会計年度職員、非正規の方も含めて対象にしたいと思います。

委員 ありがとうございます。

会長 次の委員。

委員 審議会資料3の2番の訓練というところなんですけれども、マイナンバー利用事務系の緊急事態時対応訓練というのがございますが、これは利用事務系の、要するに事務的なことで起きたアクシデントに対する緊急時の対応訓練なのか、あるいは、実は私は2つ含まれていると思うんですが、自然災害とか大きな地震が来たとか、そういったときの緊急事態のときに、やはりこのマイナンバーカードというのは区民に直接なものだから、もしパニックになるといふか、予想もしない事態が起きたときというものは、パニックが一番の場面だと思うんですね。例えばこれを年に1回、こういうときに訓練をしましたということではなくて、常日頃、訓練をしていないと、いざというときに、前にしたんだけど、というわけにはいかないんじゃないかと思うことと、それから、緊急時対応訓練ということが、もし災害に対してのことも含まれているとするならば、最終決断をするかたがこのかたで、その次がこのかたで、もし何名かまで決まっていらっしゃるとしたら、あるいは決まっていなかったら、かなり下のほうまで、私たちが決まっているんですよということをお聞きしてないと、聞いたところでは、目黒在住の方でないかたがたまたまそういう事態にということも当然でございますし、何はともあれ、このマイナンバーカードに対しては不信任的なものが少々ありますので、ぜひその辺のところを、この訓練の中に、今、私が質問したような事務的なことなのか、あるいは災害等のことも含まれているといたら、別々の訓練になろうかと思うんですけど、そのへんをお聞きすると、お願いと含めてありますので、お願いします。

区側 実地訓練の緊急時対応訓練の部分でございます。こちらは災害に伴うものも含めた、あるいはシステムが途中で止まってしまったというような場合も含めた訓練というところがございます。そういった場合に、体制がどういう体制で、どういう伝達をしなきゃいけないのか、誰にどう報告しなきゃいけないのか。目黒区の場合のシステムのセキュリティに関するものはCIO、CISOが決めますが、副区長になりますけれども、どういう手順でしっかり伝達が行くのか、取りこぼしがないのかというものを確認するということで訓練をさせていただいているところがございます。ですので、しっかりとした体制づくりは既にできていますので、そういったところの確認をしていくというものになります。あとは、実際起こらないのが一番いいんですけども、起こった場合に適切に対処できるよう訓練を積み上げていくということになってくるのかなというふうに思います。

委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

会長 次の委員。

委員 先ほどの委員の質問のご回答の中で、2番目のセキュリティ研修は来年度全員にするかどうかまだ検討中というお話だったんですけども、意見としては、年1回はやっておいたほう

がいいんじゃないのかなというふうに思います。情報セキュリティ、個人情報保護もそうですけれども、やっぱり一般の業務をやっている中では、面倒くさいことというふうに感じる部類のものかなと思いつつ、大切だという認識を徐々に徐々に、研修等やって、面倒くさがりながらもやっついでいていくとかとあったことで上がっていくんじゃないかなというふうに思うので、年1回、ほかの研修との具合でどれくらい支障が出るのか分からないんですけども、eラーニングでやれば、それぐらいはあってもいいんじゃないかなというふうに思いました。

区側 ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、職員にどう気づきを与えて、ヒヤリハットをどう防止するか、ここは本当に求められてくるころだと思います。継続は力なりという言葉がありますけれども、まさに、研修をやっても、すぐ即効性が見えないというところのもどかしさは、事務局でも抱えているところではあります。だからこそ、継続して積み重ねてやっていく大切さは常日頃から感じていますので、委員ご指摘のとおり、1回だけではなくて数回できるように、うまいこと悉皆研修も混ぜながら効果的な取組をしていきたいと思えます。皆さんのご意見もいただきながら取組み、いいものにしていきたいと思えます。またよろしくお願ひします。

委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。

会長 私からも。結構、民間企業なんかですと、例えば個人情報保護管理士の資格取得を勧めるとか、資格取得までいかないまでも、そういう対策講座の受講を勧めるとかというのが業務上のインセンティブになったりしているわけですが、区役所の場合は、そういう資格取得で給与を上げるわけにもいかないと思えますけれども、模擬試験でもいいですし、そういう資格試験の対策講座の受講でもよいのであって、とにかく研修を受けられないんだしたら、そういうのを自分でちゃんと勉強しろという、情報セキュリティの資格でもいいですし、個人情報保護につながる資格の勉強も併せて勧めていくと。研修を受けられないんだしたら、自分でそっちをしっかりと受けなさいというようなことは、区のほうで言えないものでしょうか。

区側 ありがとうございます。目黒区の場合には、職員がいろいろと勉強するための講座の受講にあたりまして補助を出している制度がございます。そういった取組の一つとして、このセキュリティを位置づけて、人事とタッグを組んで周知をしていくということは、非常に大切なことだと今、会長のお話を聞いて思いました。人事関係課と話をしながら、そういったところをプッシュができるかどうか、取組は進めてみたいなと思えます。ありがとうございます。

会長 次の委員、お願ひいたします。

委員 今、他の委員からもお話がありましたけれども、やはり個人情報が漏れるということは、権利侵害であるということ、職員含めて、全員がやっぱり認識する必要があるかと思うんですね。そういう意味では、やはり公務にあたりながら大変ではあると思うんですけども、そういう意識を植え付けていく研修というものがなくて、個人情報を扱う、個人情報をパソコンで入力して、先ほどヒヤリハットもありましたけども、そういう基本的な法に対する姿勢を見つけていくということも、また基本にないといけないのかなと思ったりした次

	第ですけれども、その辺もご検討いただけると大変ありがたいと思っているところです。
区側	<p>ありがとうございます。基本姿勢、先ほど申し上げましたとおり、ものすごく大切なところですので、こつこつとした積み上げは、しっかりやっていきたいと思えます。実施にあたりまして、事務局としても悩むところが非常に多々あります。審議会の役割、来年度、大きく変わるところではございますけれども、そういったところで皆様のお力をぜひお借りして、研修等の内容の充実ですとか、ヒヤリハットの防止ですとか、そういったところを取り組んでいきたいと思えますので、また皆様のご意見も賜りながら、お力添えをいただければと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>それでは、皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、報告事項（3）につきましては、これで終了いたしたいと思えます。</p>

3 その他

会長	それでは、連絡事項、その他、事務局からありましたら、お願いいたします。
区側	<p>事務局からのお願い事でございます。本日の審議会資料5をご覧くださいと思えますけれども、委員名簿についてでございます。区民の方々にぜひ審議会の活動を知っていただきたいというふうには、私ども区としては思っているところでございまして、また、開かれた区政を目指すという観点から、本名簿につきまして、来年度以降、区ホームページに公開をさせていただければというふうには考えているところでございます。実際に公開をさせていただく資料でございますが、審議会資料5の氏名の振り仮名と備考欄の記載は全部除いて、備考欄に会長、副会長の職を記載させていただきましたものをホームページ等で公開させていただければというふうには想定しているところでございます。何とぞご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの点につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
会長	では、氏名と会長、副会長の職について公表する。
区側	氏名の漢字とご所属、何々大学の教授とかというところの記載をさせていただいて、区民委員の方は公募区民というふうな記載をさせていただいて、ホームページ等に公開をさせていただくと。
会長	この審議会資料の形で公表すると。
区側	そうですね。

会長	<p>この点については、皆様のご了解をいただいたということです。</p> <p>それでは、皆様からご了解いただきましたので、区ホームページに公開をしていくということで進めていただければと存じます。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日予定しておりました事項は全て終了いたしました。</p> <p>その他、審議会に関連した連絡事項がございましたら、事務局からお願いいたします。</p>
区側	<p>本日の会議録につきましては、後日、事務局で取りまとめをしたものを案といたしまして出席者の方々に送付させていただきます。届きましたら、内容の確認をお願いいたします。</p> <p>次回、令和5年度第1回審議会でございますが、例年6月に開催をしているところでございます。日程調整につきましては、追って調整をさせていただきますして開催日を決めさせていただきます。</p> <p>また、机の上の青いファイルでございますけれども、こちらにつきましては、令和5年4月1日に新個人情報保護制度に移行するにあたりまして内容を大幅に改正する必要があります。恐れ入りますが、席上に本日は置いていただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。日程が決まり次第、速やかにご連絡をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、今日は報告事項ということで予定の時間を大幅に短く終わることができ、ご協力ありがとうございました。私もこんなに早く終わるのは初めてです。</p> <p>ありがとうございました。以上をもちまして、閉会とさせていただきます。</p>

以 上